

2012年度当初予算への要望書

2012年1月27日

愛媛県知事 中村 時広殿

日本共産党愛媛県委員長 林 紀子
県議会議員 佐々木 泉

重点要望項目

東日本大震災と福島原発事故から10カ月が経過しました。原発事故はいまだに収束していません。原子炉の中のようにも依然として明らかではなく、放射能汚染は被災地域に大きな被害を与えています。一方、伊方原発ではこの1月13日に2号機が定検入りで停止して、3基すべてが停止し、原発なしでもやっていけることが事実で明らかになりました。県民の生命と安全を守るために、停止中の原発はこのまま再稼働せず、四国から原発をなくすことに本格的に取り組むことを求めます。

働く人々の所得は10年以上も下がり続け、格差と貧困の広がりが県民生活を圧迫しています。これがまた中小零細企業や農林漁業の経営をいっそう困難なものにしています。この上消費税の増税などが実施されれば景気が確実に悪化することは、前回97年に3%から5%に引き上げられた時にすでに経験したことです。さらに医療・介護・年金・障害者福祉など社会保障の広い分野でその仕組みが脆弱になり県民の生活を守れなくなっています。

2012年度愛媛県当初予算の編成にあたっては、県政が今こそその役割を発揮して、県民生活最優先の施策に大きく転換することを求めて、以下の予算要望を提出します。

1. 福島原発の事故は津波だけではなく、地震動そのものによって原子炉破壊が起こった疑いのあることが報道されている。伊方原発では津波対策に偏った見直ししかしておらず、大規模地震動によって想定外の過酷事故に至る可能性がある。膨大な被害をもたらした福島原発事故の反省に立ち原発ゼロへの道に踏み出し、伊方原発の再稼働断念、廃炉計画を四電に求めること。
また、採算の取れない原発依存のエネルギー政策を改め、安全で多様なエネルギー源へのシフトを進めること。特に自然・再生可能エネルギーの宣伝・普及に努めること。
2. 今春、高校・大学卒業予定者の就職内定率は過去最悪となっており、雇用状況は依然として厳しい。非正規やワーキング・プアの若者も増大している。また、賃金の引き下げで、この間、県民の所得は減り続けている。県がこれら雇用と所得の諸問題に全力で取り組むことを強く求める。特に新卒者の雇用確保のため、知事先頭に県内企業を直接訪

問すること。

3. 野田内閣は消費税の増税を狙っており、将来的に10%と今の2倍に引き上げようとしている。消費税は所得の低い人ほど負担の重い最悪の税金であり、税率の引き上げは消費を冷え込ませ、景気の悪化を加速することになり、県民生活に大きな影響を与える。政府に対して消費税率の引き上げに強く反対するとともに、消費税そのものをなくすよう求めること。同時に「税と社会保障の一体改革」の名で、社会保障の改悪が進められようとしている。年金支給年齢の引き上げや年金掛け金の引き上げなど「改革」とは逆の福祉切り捨ての内容であり、これも中止するよう求めること。
4. ムダをなくし、県民の暮らしと福祉、教育などを優先する予算とすること。特にフリーゲージ・トレインはわずかな時間短縮と乗り換えがなくなるという程度で、莫大な税金をつぎ込む必要のないものである。また、国の再調査により、元の予算を大幅に超えることになったFAZの13m岸壁は中止すること。山鳥坂ダムは治水効果もごくわずかで肱川下流の関係者も反対しているので、計画を中止すること。知事が松山市長時代に進めようとした県営黒瀬ダムからの松山分水は、平常時でも大量の水を買い続けなければならない、巨額の工事費を要するもので、松山市に対して中止を求めること。また県も工業用水の赤字を地域住民に押し付けないようにすること。
5. 国保料が高すぎて滞納世帯が全体の15%にも上っている。資格証明書では窓口で全額支払う必要があり、事実上医療を受けられない深刻な事例が続いている。市町に対し、保険証の取り上げをやめるよう指導すること。さらに国保料を1人当たり年1万円、4人家族で4万円引き下げるよう県として市町に補助を行うこと。また、国に対しても現在25%の国庫補助をかつての50%に引きあげるよう求めること。
6. 子育て世代にとって大きな負担となっている医療費を子育て支援のためにも中学校卒業まで無料にすること。すでに群馬県では3年前から実施しており、県内でも久万高原町に続き、上島町、松野町が昨年からは実施している。また75歳以上の無料化についても実施を検討すること。
7. 私立高校生の入学金・授業料を全員無料にすること。県立高校は昨年からは無料になっており、私立高校生のほとんどが有料であることは不公平である。また、公立高校生の授業料無償制度を廃止する動きが出ているが、高校生を持つ親にもっとも喜ばれているこの制度をなくすことのないよう国に求めること。
8. TPP（環太平洋経済連携協定）は日本と愛媛の農林漁業に壊滅的打撃を与え、食糧自給率のいっそうの低下をもたらし、食糧主権の放棄につながるものである。医療や福祉など日本の社会制度全体が米国など多国籍企業のもうけの標的とされるTPPには断固反対を表明すること。
9. 近く必ず起こる南海地震だけでなく、東南海、南海、日向灘が連動する巨大地震が発生する可能性も指摘されている。これに伴う大津波にも警戒が必要である。地域防災計画を見直して、独居老人、障害者など社会的弱者にも十分目配りした防災対策を確立すること。観測体制を強化し、必要な防災・避難訓練を実施すること。

総 務 部

10. 宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県で実施されている法人事業税の超過課税を愛媛県でも実施し、新しい財源とすること。ただし中小零細企業に対しては超過課税をしない。
11. 株式の譲渡及び配当所得に対する税率軽減を中止し、税収増を図ること。
12. 所得税、住民税、介護保険料、国保料の総値上げで負担増が引き起こされていることに對し、県民税の減免を拡大するなど、県民救済策を急いで行なうこと
13. 05年から始まった高齢者、年金生活者への増税が大きな負担となっている。増税分を元に戻し、公的年金等控除の最低保障額を120万円から140万円に回復させ、一定所得以下の高齢者については老年者控除を復活し、高齢者住民税非課税限度額（125万円）も復活させること。
14. 「税と社会保障の一体改革」は消費税増税と社会保障の大改悪を一気に進めようとするもので、県として率先して反対してゆくこと。消費税の引き上げは低所得者層に対して特に負担の大きいものである。免税点を引き上げ、食料品の非課税などを国に対して要求すること。また、県の公共料金から消費税を除くこと。
15. 県債の発行を抑えるため、ムダな事業を抜本的に見直すとともに、低金利の借り換えや繰り上げ償還、返済期間の延長などにより、後年度負担を軽減すること。
16. 復興財源の確保を口実とした県民税の引き上げを行わないこと。同じく低・中所得者に対する国の所得税増税に反対すること。生活実態や個別の事情を十分把握し、きめ細かな納税相談に応じること。
17. 地方税滞納整理機構による実情を無視した強権的な税金取り立て、給与や年金を差し押さえる事例が出ていることから、運営の改善を求める。
18. 「財政構造改革」によるひずみが各分野に出ている。予算の切りつめや補助金の一律カットをやめ、必要なサービスを維持すること。難病患者団体への補助金削減や県立技術専門校の授業料有料化、消防団への補助金打ち切りなどを元に戻すこと。
19. セーフティネット構築のため県営住宅増設、民間住宅借り上げや家賃補助、生活困難者が相談できる窓口を数多く設置するなど総合的な対策を講じること。
20. 国の基準からみても不足している介護従事者、看護師、教員、保育士、消防職員など公務・公共部門での増員、特別養護老人ホームをはじめとする福祉や保育などの施設建設、安全・防災対策、市街地や公共施設のバリアフリー促進など住民生活関連事業の拡大で雇用を確保し、労働条件を改善すること。
21. 県から市町への権限委譲にあたっては、事務の実態に見合うような分権推進交付金を手当てすること。
22. 地方交付税などの削減による地方いじめをやめさせるため、県民世論を背景に国に対して強く働きかけること。地方交付税を使った国の政策誘導をやめさせ、制度本来の財源保障・調整機能の充実と、住民福祉を保障する総額の確保を求めること。また、福祉や教育などの国の補助負担金の削減をやめるよう強力に求めること。
23. 県施設の地方独立行政法人化、指定管理者制度への移行、市場化テスト、アウトソーシ

ングなどは行政の責任をあいまいにし放棄するものであり、県直営で運営すること。特に、保育、学校給食、福祉、医療、消防をはじめ、県立学校、県立病院、県営住宅、福祉施設、図書館、美術館、博物館などは文化教育や県民福祉に直結する事業であり県立を維持すること。

24. 技能労務職員の業務を民間に置き換えるのをやめ県職員による業務を存続させること。官製ワーキングプアを作り出すことになる県施設への指定管理者制度の導入、民間委託などは労働者の賃金や労働条件の悪化につながるようになるので、元にもどすこと。
25. 指定管理者制度の運用にあたっては労働法令の順守や適正な労働条件が守られるようにすること。
26. 県有施設の跡地は安易に売却せず、介護・福祉分野などの公共性の高い施設への有効活用を図ること。跡地利用については周辺住民の意見を尊重すること。
27. 県の「新しい行政改革大綱」は県民生活への大きな打撃となることから、必要な予算の切りつめや一律の補助金打ち切りを行なうことをやめ、ムダな事業の廃止は強力に進めるなどよく精査して、県民の暮らしに必要なサービスが低下しないようにすること。
28. 行政住民基本台帳ネットワークシステムでは、自治体が管理する個人情報の盗み取りや改ざんなど危険な事態を生まないようにセキュリティに万全を期すこと。また、本来このシステムは国による個人情報の一元管理につながるものであり、廃止に向けて努力すること。
29. 私立高校への運営費補助を50%まで引き上げるなど、助成を大幅に増額すること。私学助成の国庫負担制度を守るよう、国に要請すること。
30. 障害者の選挙権を保障するための工夫をすること。点字が読めない視力障害者向けの選挙公報のテープ化、投票所へ行くまでの介助、字幕つき政見放送などを実現すること。
31. 県庁別館一階に身障者用トイレを作り、別館と本館との連絡通路をバリアフリーにするなど障害者にも配慮した県庁舎にすること。
32. 県が行なう事業について市町に財政負担を強いしないこと。県土木事業負担金を廃止すること。
33. 国事業への県負担金の廃止を国に求め、当面大幅な削減を実現すること。
34. 県職員の休暇取得、休暇制度改善、労働時間短縮、残業の規制とサービス残業根絶などをすすめること。「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を各職場で徹底し、所属長の責任の明確化をはかること。
35. 県が直接雇用する臨時・非常勤職員の賃金・労働条件を「均等待遇」の原則にそって、最低月額15万円以上、本人の手取りを時給1000円以上にする事。
36. 県職員の8年連続の賃金引下げや一時金の削減、退職金の引き下げ・職員減らしは民間労働者の賃金引き下げに連動するだけでなく、消費を冷え込ませ県内景気の減退の原因となるとともに、職員の士気にも関わるので、中止すること。
37. 行政需要の増大や雇用確保に逆行するような職員削減をやめ、県民サービスの向上と職員の労働条件改善に努めること。
38. 特定の部長ポストなどが、国からの出向者の「指定席」となっている現状を改め、生え抜きの幹部を任用すること。
39. 職員の飲酒事故根絶のため、飲酒運転はなぜしてはならないかをテーマにした職場ミー

ティングを行い、飲酒運転に対しては厳しい処分をもって臨むこと。

40. 県職員の不祥事根絶のため、請負契約のチェックを厳重にし、公金を扱う責任を徹底すること。
41. 市町職員の長時間労働、不払い残業、健康障害の根絶、メンタルヘルス対策、労働安全衛生委員会の活動強化など、実効ある措置を講じるよう市町に助言すること。
42. 県知事が任期終了ごとに受け取っている退職金を廃止すること。
43. 行政の透明性を確保するうえで、公務員の内部告発権の保障、意見具申制度の確立を図ること。告発者に対する報復人事や不利益処分が行われないようにすること。
44. 犯罪被害者と家族の生活と人権を守るために、「犯罪被害者支援条例」を制定し、支援金の支給、実態に応じた行政支援、ネットワークづくりなどの支援計画と機構をつくること。警察・公安委員会ではなく、県が実施主体となるよう求める。
45. 知事交際費による香典、見舞、祝い金、供花などを廃止すること。
46. 政治家その他からの口利きについては、行政が不当に歪められないよう毅然として対処すること。また、口利きを受けた場合には報告する制度を作ること。県職員採用などについては厳しく目を光らせること。
47. 予算説明書には事業の内容を詳細に記載すること。予算案の段階から希望する県民に配布・貸し出しすること、そのために予算案の発表をもっと早めるよう求める。
48. 県内の郵便局で、集配業務を廃止して窓口業務だけを行なう「無集配局」が増えたり、郵便貯金のATMが撤去されたりして不便になっている。住民サービスを低下させないとの郵政民営化の際の公約を守らせるよう、国に強く求めること。
49. 在日外国人の県職員採用の条件を広げること、また、永住外国人への地方参政権付与をすすめるなど、権利の拡大に努めること。
50. 四国朝鮮初中級学校に対して教育費を助成し、高校授業料無償化制度を適用するよう国に求めること。
51. 松山空港の進入管制権を米軍岩国基地から返還させるために、国土交通省はもちろん外務省にも申し入れ、米国にも直接申し入れを行うこと。また航空法を無視して行われている米軍機による超低空飛行を中止するよう日本政府と米国に申し入れること。
52. 米軍岩国基地の再編強化計画により、岩国基地はアジア最大の米軍基地となる。このような計画に対して、対岸にある県として、県民の安全を守る立場から反対を表明すること。
53. 松山空港独自の進入管制業務に必要な施設、器材の整備を国に要請すること。米軍管制空域岩国エリアと米軍機訓練空域（オレンジルート）の撤廃を国と米軍に求めること。
54. 自衛隊の運用については国論が二分しており、自治体や学校を通じての自衛官募集をやめさせること。
55. 周辺事態法による協力要請は受け入れないこと。とくに、県内の産業、物流、交通、観光などの拠点である松山港、松山空港をはじめとする港湾・空港の提供は絶対にしないこと。
56. 愛媛県国民保護計画は、いたずらにテロの危機をあおり、罰則つきで県民を戦争に強制動員するなど県民生活を規制するものであり、運用をやめること。
57. 国民保護法に基づくテロ対策の訓練はありそうにない想定に基づいたもので、そのうえ

実効性がなくムダ使いでもあるため今後中止すること。

58. えひめ丸事件後も、潜水艦やイージス艦・掃海艦による船舶衝突事件が発生している。県議会決議にそって、国に対し、通常海域での潜水艦浮上訓練の禁止、通常海域外では航行中船舶の2マイル以内での潜水艦浮上訓練の禁止などの国際ルール締結を求めること。
59. 航行のひんぱんな瀬戸内海の伊予灘における自衛艦による機雷掃海訓練は、衝突事故などの危険があるので中止するよう国に求めること。
60. 道州制は、歴史的に形成されてきた愛媛という地域的なまとまりを否定し、住民に対する行政サービスを切り捨てるものであり、反対すること。
61. 18歳選挙権の早期実現を国に要請すること。
62. 憲法改悪に反対し、わが国が戦後一度も戦争をせず平和繁栄を築くはずとなった9条をはじめとする憲法の平和・民主的条項を守り、県政運営に生かし、憲法の意義について普及に努めること。
63. 各種委員会・審議会の委員任命にあたっては公正で民主的な選任をすること。審議会委員などの公募委員を大幅に増やすこと、
64. 委員会・審議会への女性の参加をさらに拡大するとともに、県幹部職員への女性の登用をすすめること。地方労働委員会の女性の委員を増やすこと。
65. 年金引き上げを強力に求める運動を県知事先頭に進めること。年金額の引き上げは、高齢者の苦境を救うとともに、年金制度への信頼回復の契機となり、県民所得の増加、県内景気回復、県税収入増加にもつながる。

企 画 振 興 部

66. 公衆電話を生活と防災上必要な数を確保するようNTTに求めること。特に、災害時の避難場所に公衆電話の設置されていないところが多いので早急な対策を求める。
67. NTTの廃止された窓口を復活させるなど、お客である県民の顔が見える有人窓口整備で、緊急時の対応が可能なサービスを守ること。
68. 災害用伝言ダイヤル171の周知徹底と利用方法の改善をすすめ、県広報にNTTの広告をのせるなど県民に171をアピールすること。
69. 災害時の電話の輻輳対策を講じるため、NTTとの協議を開始すること。
70. 優先携帯電話・衛星携帯電話を福祉施設・病院・学校などに配備すること。
71. 予讃線を公共交通の中心に位置付け、無人駅での不便解消と事故防止対策として当面すべてのJR駅に列車の遅れを知らせる電光掲示板の設置、通過列車案内放送装置を設置すること。
72. 台風大雨によって被害を受けるJR予讃線などの線路の軟弱地盤の解消とがけ崩れ対策を、強く要請すること。
73. 歩行者・自転車自動車から守られるように、必要なところに信号機を増やし、自転車専用レーンなどの設置を計画的にすすめること。

74. 交通バリアフリーを促進し、県内各地に低床バスを増やすこと。
75. 県内バス路線の廃止などによって住民の足が奪われないよう、助成制度の打ち切りをやめ、拡充するよう国に求めること。県としても、住民の足を守るため、バスや汽船などへの助成を強めること。
76. 買い物や通院のための交通手段を持たない高齢者などの交通権を確保するため、公共交通を充実し、デマンドタクシーなどのきめ細かな対策をとること。
77. しまなみ海道を利用する島の住民の通行料をさらに引き下げること。
78. トラックなど大型車の交通事故を防止し、安全な輸送を行なうため、荷主と運送事業者の取引実態をつかみ、無理な発注条件がないよう荷主団体に働きかけること。長時間・長距離運行を行なう運送事業者に、過労運転防止対策を求めること。
79. 豊予海峡ルートは採算が取れないことが明白な無駄遣いであるうえ、県財政への圧迫や環境への悪影響も懸念されることから、関連調査も含めて中止を求める。
80. 県政の諸課題について住民の声を直接聞く機会を飛躍的に拡大するため、懇談の場をもうけ、公共施設の運営に住民が直接たずさわると、「住民参加」型の行政をすすめること。
81. 情報公開条例を改善し、条例施行前の情報や、県民の税金で運営されるすべての法人・外廓団体についても公開対象とすること。また、公開請求を待たずとも、重要な行政情報を住民に積極的に公開するための実効ある制度措置を急いで整備すること。
82. 個人情報保護条例で個人情報をも本人以外から収集することや、この情報を本人に知らせないまま利用することができるなどの条項は、個人情報の保護から完全に逸脱しており、削除すること。

県 民 環 境 部

83. 運転30年を超える伊方原発1、2号機の廃炉計画を策定すること。2号機の運転延長申請を取り下げさせること。3号機は危険なプルサーマルを断念し、廃炉の方針を決めること。
84. ストレステストは福島原発事故の原因究明もなく、「安全基準」の見直しもせずに行う机上の計算にすぎず客観性に欠けるので、ストレステストの結果を口実にして再稼働をしないこと。
85. 原発がなくても電力は賄えることが今冬の3基停止で明らかになった。このことを県民に広く知らせること。また、夏季電力需要ピーク時の電力供給の詳細を四国電力に明らかにさせ、電力不足を演出させないこと。
86. 原子炉を停止しても使用済み核燃料は残る。保管に万全を期し、冷却不能になった事態に備えての安全対策とその対応の訓練を実施すること。
87. 福島事故の際、4号機の使用済み核燃料プールが損傷したことを教訓に、必要な補強工事をさせること。
88. 原発の運転継続を前提とした、3号炉の上部ふたの交換など一連の原子炉整備計画の中

止すること。

89. 福島原発事故の際の地震の揺れが2006年改定の新耐震指針での想定を上回っていたことが判明した。最新の知見による最大の揺れを県として再想定すること。
90. 原発で働く労働者の安全対策を確立し、被爆事故などの被害にあわせないようにすること。被曝最大値が年間9.4mSvで労災認定基準5mSvをはるかに上回っていることを重視し、被曝状況をはじめ、労働条件、安全就労などについて総点検を行なうこと。
91. 2006年6月の伊方町での「プルサーマル・シンポジウム」で四国電力が従業員などを動員して、やらせ質問までさせていたことが明らかになった。このシンポジウムがプルサーマル推進の口実に使われており、実は住民の合意は得られていなかったことが明らかになったことは重大である。同時に県主催のシンポジウムでのやらせについてもあいまいにせず、四国電力に対して「やらせ」を真剣に反省させること。
92. 伊方原発で使用されているバルブの検査記録がねつ造されていることが明らかになった。他の調達部品についてもデータねつ造の事実がないか徹底的な調査をし、県民に納得のゆく再発防止策を取らせること。
93. 重大事故の際に必要なヨウ素剤の全市町への配布、原発周辺自治体では各家庭と学校・公民館など公共施設への配備、アレルギー対策も考慮した使用方法を徹底し、訓練を実施すること。
94. 原発施設の過酷事故の際に緊急避難が適切に行えるよう実行可能な計画を作り、訓練を十分に実施すること。
95. 中国電力の山口県上関町での原発の建設は、本県の安全にとっても脅威となる。県として上関原発計画に反対すること。
96. 福島原発事故で発生した放射能汚染ガレキは国と東京電力の責任で処理させることとし、県内に持ち込ませないこと。
97. 本県に高レベル廃棄物地層処分地や中間貯蔵施設を作らせないこと。
98. 県伊方原発安全管理委員会と同技術専門部会には地震学者を補充し、原発に批判的な研究者なども入れ、公正な審理が保証されるようにすること。
99. 電力会社は地域独占の企業であり、マスコミでの宣伝・広告は必要がない。毎年数十億円にもなる四国電力の宣伝・広告費は、安全神話を振りまくためのマスコミ対策であり、支出を中止させ、その費用を安全対策の充実に振り向けるようにさせること。
100. 原発依存を改め、風力、太陽光、マイクロ水力、バイオマス、燃料電池など再生可能なクリーンエネルギーへの転換を県の方針としても確立すること。公共施設などで風力、太陽光発電を取り入れること。
101. 高知県で作られている地球温暖化対策や環境保全対策を行う新エネルギー推進課を本県でも新設すること。
102. 木質ペレット燃料の普及と生産拡大のために力をそそぎ、ペレットストーブ購入への補助を拡充すること。
103. 温室効果ガスの大量の排出源である産業界と県の間での削減目標を明記した協定を結び、実効ある削減方針を作ること。特に電力、製紙、化学などのCO₂の大発生源企業への監視を県としても強化し、削減をきびしく求めること。
104. 新しい地域防災計画にもとづく防災力強化のために必要な予算措置を講じること。視

- 覚・聴覚障害者などへの情報伝達の方法を検討して、正しい情報が伝わるようにすること。また、食料、衛生用品、衣類、毛布など非常用物品の確保を地元事業所と相談し、災害に備えること。
105. 防災ボランティア団体などに、地域の独居老人・障害者などの情報を当人の了解を得て提供し、希望があれば地震・火災などを想定した避難訓練に参加できるように、地域の連携を強化すること。
 106. 自主防災組織の普及のために必要な財政措置を講じること。
 107. 防災士の養成のための方針、計画をすすめ、講座などの受講機会をふやし、そのために必要な財政措置をとること。
 108. 重大災害を起こしかねない石油タンクや巨大設備などの耐震強化を急ぐこと。タンクなど巨大装置を抱える県内事業所の作業の安全、消防対策などを総点検すること。
 109. 公共建築物・病院などの耐震性強化、ライフライン・耐震貯水槽などの整備、食料・水・毛布・衣料・医療品などの配備とともに、防災住民組織・ネットワークの強化、防災知識の普及と防災訓練などに力を入れること。
 110. 消防職員の不足を早急に改めるため3カ年計画を確立し、早期に基準を満たすとともに労働条件の改善をすすめること。
 111. 消防団に必要な機材や個人装備が行き渡るようにし、処遇を改善すること。消防団への補助打ち切りをやめ、補助金を増やすこと。
 112. 防災拠点の耐震化が進んでいない現状を早急に改善すること。
 113. 製紙企業などのばい煙データ改ざんや大気汚染防止法違反などの再発防止のため、排出状況がわかる端末器を市町の担当課に企業の経費負担で設置させ日常的な監視を行なうこと。
 114. ばい煙発生工場の所在市町での健康被害について調査を行ない、関係企業の経費負担で診断・治療を進めること。
 115. WHOが健康への影響を指摘した超低周波電磁波の規制をすすめるため、現在の影響を調査し、緊急に防護が必要な地域とその対策を明らかにし、被害を防ぐこと。
 116. 産業廃棄物の埋め立て、不法投棄などによる環境破壊から自然と環境を守ること。そのために職員増員と体制強化を進めること。
 117. クマタカ、オオタカ、ヤイロチョウなど絶滅危惧種の保護保存のため、専門家や民間ボランティアの協力を得て対策をとること。山鳥坂ダム予定地のクマタカなどについては適切な方法で情報を収集するなど、県独自でも調査すること。
 118. ダイオキシンや環境ホルモンなどの徹底した調査を実施し、対策を強化すること。ダイオキシンの発生原因とされている塩化ビニールを焼却せず、メーカーの責任で塩ビ製品の回収を義務づけるようにすること。
 119. ゴミ減量化と矛盾する県の「ゴミ処理広域化計画」を見直すこと。厚生労働省も炉の大型化の方針転換を明言している。
 120. 第三セクター県廃棄物処理センター東予事業所の経営改善と累積赤字の解消に、県として積極的に対応すること。
 121. 「環境オンブズマン」制度の導入を検討すること。
 122. 同性愛、性同一性障害など性的マイノリティーズへの偏見・差別をなくすための対策を、

当事者の団体とも協力して進めること。

123. 性的マイノリティーズの当事者が仲間同士集まって問題を共有できる場を県・市町・NPOなど信頼できる機関が設置し、個人情報を守れる環境で運営できるようにすること。また当事者の自主的な集まりへの場所提供・講師派遣などに補助すること。
124. 性的マイノリティーズの電話相談を当事者団体の協力を得て開設し、相談に応じる体制を作ること。専任の相談員配置をめざしつつボランティア相談員の委嘱を行い、必要な研修を行うこと。また、広報などで電話相談の周知に努めること。
125. セクシャル・ハラスメント防止の取り組みを強化し、ドメスティック・バイオレンスの相談所やDVシェルターを各地域に増設すること。民間シェルターなどへの財政支援を充実すること。
126. 食品の安全について、相談窓口を設置し、消費者の声を反映できる委員会や審議会などを設置すること。
127. 「おれおれ詐欺」「架空請求」などの「振り込め詐欺」による消費者被害をなくすために広報や相談活動を進め、未然防止対策を強力に推進すること。
128. 同和行政における特定団体の「窓口一本化」をやめ、逆差別につながる特権的な同和行政を終結させること。
129. 民間の1団体にすぎない人権対策協議会の季刊誌の購入を中止すること。

保 健 福 祉 部

130. 児童養護施設の実情を把握し、必要な予算措置を講じること。また、同施設退所後の子どもを受け入れる自律援助ホームの設置を援助し、必要な助成を行うこと。
131. 新型インフルエンザ対策を強力にすすめ、万全を期すこと。とくに、乳幼児、学童、高齢者などの予防策を徹底すること。ワクチン接種にあたっては低所得者だけでなく一般の県民にも費用負担のないように助成すること。
132. インフルエンザ定期予防接種の対象となる65歳以上の人々への案内を徹底し、高齢者施設などでは希望者が受けられるよう、年齢引き下げと県費助成を行うこと。
133. インフルエンザ治療薬タミフルの安全対策を十分にするとともに、タミフルだけに依存しない対策を進めること。
134. 高齢者に医療差別と高負担を押し付けている「後期高齢者医療制度」を直ちに廃止するよう国に求めること。
135. 医師不足解消のため、大学医学部定員のいっそうの増員など思い切った医師養成策をすすめること。看護学校の定員増と看護師確保予算の増額、診療報酬の引き上げ、医師・看護師の労働条件改善にたいする公的支援を行うこと。
136. 県内各地域ごとの医師・看護師の不足数と、充足のための数値目標と達成期日を明示した「県医療サービス確保計画」を作成すること。
137. 県内療養病床を半減する県の「地域ケア整備構想」を見直し、安心して入院療養できるベッド数を確保すること。また国に対して療養病床の廃止・削減をしないよう求めるこ

- と。
138. 医療の向上、患者へのサービスと看護師確保のため、「夜勤は3人以上の体制で月6日以内、完全週休二日制と年休取得」などの目標を実現できる看護師需給計画に改訂すること。
 139. 身近なところで安心して出産子育てができるように、助産師のいっそうの活用を図るとともに、すべての市町で産婦人科、助産院、小児科を設置できるように、人員確保・予算措置を行なうこと、とくに助産院の連携医療機関に対しては強力な支援を行なうこと。
 140. 市町立病院が財政効率だけの「改革」や住民不在の病院縮小・再編成を行なわないようにすること。また、採算優先の地方公営企業法全部適用をやめ、民間移譲指定管理者制度導入、地方独立行政法人化、安易なPFI導入を行なわないこと。
 141. 医療機関関係者と協力し、医療事故の事例を集積・分析し、事故防止対策を確立するとともに、必要な情報の公開に努めること。
 142. 国保の広域化は国の責任を放棄し、保険料の大幅な引き上げや国保証取り上げを招くことになり、住民の声が届きにくくなるなど県民の不利益となるので中止すること。
 143. 国保の資格証明書発行は医療を受ける機会を失わせることになるのでゼロにするよう指導すること。短期保険証発行も抑制しつつ、期間を3カ月より短くならないよう指導すること。また、法定減免だけでなく、申請減免ができるように市町を指導すること。
 144. 低所得者の窓口負担や入院費を軽減し、必要な治療や入院ができるようにすること。
 145. 深刻化するHIV・エイズ対策を強力にすすめるための啓発活動、検査・予防・治療の体制を強めること。
 146. 男性同性愛者に向けたHIV予防啓発を当事者団体とともに積極的に行うこと。
 147. 献血機関の文書にある男性同性愛者排除条項を削除するよう、県としても働きかけること。
 148. 公共機関、学校などへの自動体外式除細動器（AED）配備をいっそう進め、使用方法を普及すること。
 149. がん治療に多額の患者負担が必要な状況を軽減するため、県として入院・通院補助制度を実現すること。
 150. がん患者と家族への援助を強め、がんの部位に応じた治療法や経験を有する医師や院所の情報提供、患者会の紹介、新しい治療法・治療薬の研究に力を入れること。
 151. がん検診への県費補助を行なって、市町で無料検診を促進すること。
 152. PET検診は精度の高いがん発見の検査法であるが、1日ドックで約9万8000円もかかり、誰でも利用できる状況にない。保険適用や独自の補助によって希望者への援助を行うこと。またPETの増設を目指すこと。
 153. 特定検診の受診率を上げるために受診料を無料にし、受診期間を通年化すること。
 154. ハンセン病患者の社会復帰をいっそう促進するため、生活・医療への援助に万全を期するとともに社会的偏見をなくすための特段の取り組みを行うこと。
 155. 保険でよい入れ歯が入れられるよう健康保険の適用範囲の拡大と診療報酬の引き上げを国に働きかけること。
 156. B型、C型ウイルス性肝炎キャリア救済の制度創設を国に求め、県独自でも生活支援を含め肝炎患者が安心して治療できる体制整備を進めること。

157. 在宅酸素療法の患者負担軽減をはかるため、障害者医療費助成の対象を広げること。
158. 国が、潰瘍性大腸炎とパーキンソン病患者への助成を切り捨てようとしたことを重視し、二度とそのようなことのないよう、県としても国に厳しい姿勢を示すとともに、自治体でも、国基準を上回る独自の難病指定の拡充をすすめること。
159. 原爆症認定を求める被爆者への血の通った施策を進め、国の認定基準に該当する人々に対しては認定申請のための手続きなどの情報を提供すること。原爆手帳の取得が他県よりも低いことを重視し促進すること。
160. 難病団体、被爆者団体などへの補助金が少なすぎて活動に支障が出ている。活動を支えるだけの補助金を確保すること。
161. 新型感染症対策など、地域住民のいのちと健康をまもる保健所の役割が改めて見直されている。地域の声をよく聞いて、保健所を充実強化すること。
162. 介護保険料・利用料の負担増に対して、県独自で軽減策を講じること。介護給付費に占める国庫負担の割合を計画的に50%まで引き上げ制度の充実を図るとともに、保険料、利用料、居住費、食費の負担を抑えるようにすること。
163. 10年4月の要介護認定方式の改変によって2, 3割の人が現行より軽度判定されたといわれている。従来の介護度を選べる経過措置が取られていたが、一定の見直し後に経過措置も10年10月には解除され新基準が適用されるようになった。利用者の生活に困難をもたらす介護サービス抑制の認定方式ではなく、実態に即した正確な判定が行われるようにすること。
164. 多くの待機者をかかえる特別養護老人ホームなど入所施設の建設を個室化も含めて急ぎ、スタッフの配置に万全を期すこと。特別養護老人ホームなどの基盤整備に独自助成をすすめること。
165. 同居家族のいる高齢者のヘルパー利用を一律に制限しないこと。公平・公正な介護事業となるよう介護業者に対する監督・指導を行なうこと。
166. 介護保険に吸収した介護予防などの福祉事業予算を一般財源として復活し、介護保険料引き上げの要因を解消すること。また、配食サービス、パワーリハビリ、紙おむつ支援を後退させないこと。
167. 介護施設、障害者施設など福祉施設で働く人々が安心して働き続けられるよう介護報酬などの引き上げで月3万円以上の賃金引き上げを国に強く求めること。
168. 登録ヘルパーの労災加入、交通費支給など労働基準法の適用を求めた厚生労働省通達「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」を、自治体としても事業者徹底すること。
169. 介護保険制度は、国庫負担を引き上げるとともに、住宅改修支援の補助を強めるなどサービスの改善を行なうよう、国に強く要請すること。また、20歳からの保険料徴収、予算抑制のための障害者支援費制度と介護保険の統合、サービス利用料の引き上げなどの改悪をしないよう国に求めること。
170. 県の「在宅寝たきり老人等介護手当支給事業」の支給制限をやめ、県と市町の折半で月額5万円程度になるよう大幅に引き上げること。
171. 認知症の高齢者の介護相談窓口を増やすこと。認知症疾患医療センターを県内各地に設置すること。

172. 低所得者・障害者・被爆者への介護保険料を減免するよう市町に助言・支援し、県独自でも財政支援を行なうこと。また、在宅サービス利用料の軽減、通所介護、通所リハビリの食費にたいする自治体独自の減免など、利用料の減免をすすめること。
173. 介護保険料や利用料の支払いに負担を感じている高齢者に対して、介護に関わる費用を貸し付ける「介護支援貸付制度」を創設すること。
174. 県内に2000か所ある高齢者サロンのように、毎日集まって楽しい時間を過ごすことのできる場を広げるよう、県としても啓発・助成をすすめること。
175. 介護認定を受けてもサービスが利用できない人を一人も出さないよう、国に、介護予防ケアプラン受託件数の「ケアマネジャー1人あたり8件」という制限の撤廃、介護予防の介護報酬の引き上げを求めるとともに、地域包括支援センターの体制を充実・強化すること。介護予防ケアプランの介護報酬への自治体独自の上乗せ、実態から乖離して、低く判定されている要介護認定の運営を改めること。
176. 障害者自立支援法による原則1割の応益負担はこの制度の根本的な矛盾・欠陥である。障害者自立支援法を廃止し負担ゼロを原則とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定すること。また、現行法のもとでも、東京、京都、大分などの各県が独自の負担軽減策を講じており、本県でも独自の補助制度を実施すること。
177. 障害程度区分は実態や支援ニーズに見合ったものに改善し、長時間介護をはじめとする必要なサービスが受けられるようにすること。
178. 障害者が置かれている状況をよく調べ、遅れている在宅サービスの充実、施設の整備を進めること。
179. 障害者専用駐車場の利用許可証を行政が発行するよう市町を指導すること。
180. 小規模作業所の運営費助成廃止を撤回し、拡充すること。また、利用者への支援を行ない、無料で利用できるようにすること。
181. 県として3級障害者まで医療費助成を拡大すること。
182. 障害者手帳の適用は公布日からとするよう市町を指導すること。現状では、本人に届いてから適用されるようになり、不利益を生じている。
183. 障害者とその家族のニーズをふまえ、障害児の通園事業などの充実をはかること。
184. 集会所など多くの人が集まる場所にヒアリング（磁気）ループの導入を促進し、難聴者が補聴器を使って鮮明に音声を聞き取れるようにすること。可搬式磁気ループと受信機の貸し出し活用も進めること。
185. 福祉オンブズパースン制度の創設、県の広報・施設行事案内などの点字版の作成、県議会のテレビ中継に手話通訳の配置などを行なうこと。公共施設に障害者用パソコンを設置すること。日常生活用具給付の機種選定を緩和し、限度額以内での選択を可能にすること。
186. 障害者・乳幼児・母子家庭の入院給食費助成制度をつくり、患者負担をなくすこと。
187. 県視聴覚福祉センターに、障害者のニーズを理解できる視覚・聴覚障害者の正規職員を複数配置すること。
188. 心身障害者扶養共済制度の加入世帯に県が実施してきた掛け金の補助が削減され、障害者と家族が打撃を受けている。補助をもとに戻すこと。
189. 高額医療償還払い制度の周知徹底を進めること。手続きの簡素化を図ること。

190. 「社会的ひきこもり」問題の実態調査を早急に行なうこと。県の相談窓口を設置するとともに、専門家チームによる相談・研究体制を確立すること。
191. 県生活安定資金の生活資金の貸付金額を大幅に引き上げ、無保証人など貸付条件の緩和、利子の大幅引き下げ、申し込みから日を置かず貸し付けるなど利用しやすいよう改善すること。
192. 生活保護が受けられず自殺したり、保護辞退を強要されて餓死するなどの事件が日本各地で起こっている。このような権利侵害をやめ、生活保護行政が憲法25条の権利に基づくものであることを徹底し、窓口での対応も人権尊重の立場で行なうこと。また、政府が進めようとしている生活保護の改悪-就労の強要とボランティアへの強制参加などに応じない場合は保護を停止する-に対し、強く反対すること。
193. 市町の窓口で生活保護を自由に申請できるように指導すること。また申請権を侵害しないよう窓口の対応を改善すること。
194. 生活保護の申請にあたって、資産などの調査に家族全員の一括同意書を取るのをやめ、秋田、神奈川、大阪などの府県のように直ちに中止すること。
195. 不況のもと生活保護申請者が増えており、必要な人員を確保して法定期限の2週間以内の保護決定を守らせること。さらに松山市が取り入れている「急迫保護」制度を全県の自治体で実施するよう指導し、県としても予算措置をとること。
196. 生活保護費の小中学校入学準備金の実態とかけ離れて低く、購入に苦労している。学校が指定している被服・履き物などは現物支給すること。
197. 生活保護の認定にさいして、経済的自立のために必要な自家用車の保有を認めること。県としても国に働きかけるとともに、当面、実情に即した柔軟な対応を行なうこと。
198. 生活保護費の国庫負担率削減、生活保護基準引き下げなどの制度改悪をやめ、生活保護は憲法に基づく水準を確保するよう国に求めること。母子加算廃止をやめ18歳までの支給を確保すること、老齢加算を復活すること。
199. 地方局、支所の福祉課に女性のケースワーカーを複数配置すること。
200. 母子世帯の命綱である児童扶養手当の削減を行なわないよう国に求めること、また、就労支援、住宅支援などを充実すること。
201. 母子福祉資金、寡婦福祉資金を増額し、保証人なしでも受給できるようにすること。父子家庭についても、母子家庭の制度を準用できるようにすること。
202. 03年度に廃止された県低所得世帯子弟修学奨励補助金を復活すること。
203. 入院出産の費用に困っている人のための入院助産制度があるが、指定を規模の小さな各地の個人病院にも広げ、希望する病院で出産できるようにすること。
204. 自殺、心中、餓死などの悲惨な事件を防止するため、困った県民がどんな問題でも駆け込める相談窓口を増やし、専門のスタッフを配置して、窓口の存在を十分に周知すること。
205. 孤独死を防ぐための対策を急いで確立すること。
206. ホームレスの人々の住居、医療、仕事の確保などを総合的に強化し、必要な人への保護措置など関係市町を指導すること。県としてシェルターの増設を行うこと。
207. 本県の自殺防止対策を強力にすすめるための部局を超えたプロジェクトチームを発足させること。また自殺者の遺族の心のケアのための取り組みを強めること。

208. 児童虐待に対応するため、児童相談所の増設、児童福祉司の増員などの体制を強化し、専門職員の配置をすすめること。老朽化した児童相談所の建て替えをすすめ、福祉と医療の機能をもった施設として充実すること。
209. 保育所運営費を増やし、高い保育料を引き下げること。第二子以降の保育料無料化、ゼロ歳児の保育料無料化などの負担軽減を実施すること。
210. 自治体の次世代育成支援計画に「保育所整備計画」を盛りこみ、認可保育所の新・増設をすすめること。
211. 一定のサービス基準を満たす無認可保育所への財政的支援、認可を促進すること。
212. 延長保育、夜間・休日・一時保育、病後児童保育の拡充などをすすめること。
213. 保育所・学童保育の民間委託をやめ、市町の責任ですすめること。また、県としての補助制度を拡充し、希望者が県内どこでも保育を受けられるようにすること。
214. 厚労省が保育所の最低基準緩和により子ども一人当たりの面積などを引き下げようとしている。詰め込み保育にならないためにも基準引き下げを実施しないよう国に求めること。
215. こども園制度については、市町の保育実施義務の後退や保育水準の低下にならないようきびしい態度で臨むこと。
216. 子育て支援センター、公民館、保健所、児童館など、子育て、育児相談、サークル活動のための多様な場をつくり、専門的な相談・支援体制を拡充すること。
217. シベリア強制抑留者への支援を県としても強めること。抑留期間に応じた補償、政府による真相究明、実態調査や資料保存、追悼の実施、遺骨収集の拡大など、人権回復と歴史の検証・継承の願いにこたえるよう全力をあげること。
218. アメリカからの牛肉輸入について、米側がわが国で行なわれている水準の全頭検査、トレーサビリティを確保するよう強く要請すること。BSEの全頭検査は県独自でも継続し、食肉の安全を図ること。
219. BSEの原因について、従来言われてきた肉骨粉ではなく、代用乳が主な感染源の可能性が高いとする農水省の報告について、情報を入手し、必要な対応を行なうこと。
220. BSE、鳥インフルエンザなどの対策に万全を期し、家畜保健衛生所、病害虫防除所、衛生環境研究所などの体制・人員を強化すること。
221. 「食の安全」がいまほど危機にさらされているときはない。国に食品安全対策の強化を強く求めるとともに、県としての体制と予算措置を強めること。
222. 輸入食品の県内流通にメスを入れ、ただちに県独自で疑わしい食品サンプルの検査とその結果の公表などを行なうこと。輸入食品の農薬残留や食品表示の不正をチェックする食品衛生監視員を大幅に増やすこと。
223. 公衆浴場の存立が各地で危ぶまれている。いっそうの助成措置を講じて、地域住民の健康増進といやしの場として守ること。
224. 温泉への消毒用塩素投入を義務付けている県条例の見直しを進めるため、他県での取り組みや塩素に代わる消毒法、かけ流し温泉での消毒の必要性などについて情報収集と研究を行うこと。また塩素の人体への影響についてもよく調査すること。
225. 野良犬・野良猫の被害を減らす対策として、ペットの不妊・去勢手術に助成する制度を充実すること。

経 済 労 働 部

226. 解雇や雇い止めで職を失ない、今後生活を支える失業給付が切れる人が大きく増えている。失業給付積立金4兆4000億円を活用して、失業給付の期間を延長する「全国延長給付」を実施するよう国に求めること。
227. 失業者がハローワークで職業紹介だけでなく生活支援や住宅、生活保護の相談・手続きなどができる「ワンストップサービス」を県としても日常的に実施すること。
228. 県の優遇制度を利用している企業の雇用形態は正規雇用に限ることとし、早急に実態調査のうえ、正規雇用化を達成すること。
229. 中小企業が非正規雇用の労働者を正規雇用にした場合の補助制度の充実を図ること。
230. 違法な偽装請負を根絶し、登録型派遣を禁止するため、労働者派遣法を99年の自由化以前に戻すなど必要な法改正を国に働きかけること。労働者派遣は臨時・一時的な場合に限るようにし、正規雇用を基本とするよう各企業に求めること。
231. 大学生の就職内定率が48.1%（11年10月末現在、愛媛労働局調べ）と過去最悪になっている。高校生は65.2%で今春の就職が困難になっている。新卒者への支援を充実・強化し、企業に対しては正規社員として採用するよう強く働きかけること。
232. 社員として募集しておきながら、本人を一人社長として業務契約し、社会保険や一時金などが全くない状態で日雇いのように扱う雇用形態が横行しているので、このような企業に対して指導を徹底すること。
233. 経営者団体・企業に対して、不況を理由にした賃金・労働条件の切り下げや非正規化・解雇などで労働者に犠牲を転嫁しないよう強力に求めること。特に「派遣切り」や「雇い止め」は低賃金労働者の生活を直接脅かすもので、こうした事態が起きないよう監視を強めること。
234. 賃金不払い残業が依然として後を絶たないことにかんがみ、「賃金不払い残業の解消を図るために講ずる措置等に関する指針」を守るよう県内企業に要請すること。
235. 県からの助成を受けた企業に対して、長時間労働を是正するため「サービス残業」や「名ばかり管理職」、自主性を名目にした事実上の残業強制などの違法行為への監督や告発を強化するとともに、違法を繰り返したり、隠ぺい工作をするなど悪質な企業は企業名を公表すること。
236. 政府が大臣告示として出している「残業時間は年360時間以内」を守らせること。
237. 「愛work」を松山以外にも増設するなど県独自の青年雇用対策をさらに強化し、高校生をはじめ新卒者の就業、女子学生の就職差別解消などを経済団体、経営者団体、各企業に強く働きかけること。
238. 不況の深刻化による都会からのUターン就職希望者への就職あっせんが必要となっている。県としても実効ある対策をとること。
239. 職業安定所で求職活動を行なう学卒未就職者や青年の失業者に対する職業紹介と職業訓練を抜本的に充実し、生活保障つきの職業訓練、奨学金の返済免除を行なうこと。労

働条件や労働者の権利についてわかりやすく解説した冊子を作成し、普及すること。

240. パートタイマー・アルバイトなど不安定雇用労働者の労働条件改善を関係機関に要請し、パートが常用雇用となる道を開くこと、パートタイム労働法を事業者に徹底し、雇用保険や健康保険など社会保険へ加入させることなどを促進すること。
241. パート労働者の雇用と権利を守るために、労働者としての権利と使用者の義務や雇用契約の内容、賃金などの労働条件を記入する「パート労働ノート」をつくり、パート労働者に交付すること。
242. 地域別最低賃金が時給644円では年収130万円にしかならず、「ワーキングプア」増加の原因となっている。健康で文化的な最低限の生活を営むことのできる少なくとも時給1000円以上を国に働きかけるよう求める。その時は中小企業に対して必要な支援策をとること。
243. 県内大企業の撤退・リストラ・解雇計画については、愛媛経済を守る立場から、計画取り止めを求めること。「県リストラ規制条例」を制定し、一定規模以上の企業の工場移転・閉鎖・事業縮小などに対し、計画段階で早めに報告させ、「リストラアセスメント」で影響を調査し、計画の変更・中止を勧告できるようにすること。
244. 千葉県野田市で2010年度から実施されているように、県発注の事業について業者との契約に生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めた公契約条例を制定すること。
245. 県内で脱法的な雇用保険未加入をなくすため、県としても特別の注意を喚起すること。
246. 労働基準法が、解雇には「客観的・合理的な理由」のない場合は無効と定めており、さらに付帯決議で「使用者に対し、解雇4要件を含む裁判例の内容の周知を図ること」を求めていることを重視し、県としてもこの立場で、県内企業に対する行政指導を強めること。
247. 離職者緊急生活資金貸付事業は、無保証人とするなど利用しやすくし、返済は再就職できるまで据え置くこと。利用が少ない現状から広報活動によりこの制度の存在を周知すること。
248. 失業対策としての子どもの教育費などへの緊急助成や住宅ローンへのつなぎ融資を実施するとともに、臨時のつなぎ就労の場を保障すること。
249. 労働災害の防止をはかり、危険物取り扱い事業所への立ち入り指導、安全対策の徹底などを進めること。また、県営施設での安全対策を強化すること。
250. 「改正男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」やILO156号「家族責任を有する労働者条約」を遵守し、家庭と仕事の両立のために、育児・介護休業を取得しやすい環境をつくるよう、企業に対し指導すること。とくに男性の取得率を高めるよう、対策と指導を強めること。
251. 自治体をはじめすべての企業に対して、セクハラやパワーハラスメント防止策の徹底、被害者に対する不利益な取り扱いの防止を求めること。
252. 県労働委員会の労働者側委員の選出を旧労働省第54号通牒にもとづいて公平・公正に行なうこと。
253. 障害者の雇用率を上げるため、大企業の未達成企業名を公表するなど、障害者の雇用と所得の保障に万全を期すこと。

254. 県が率先して障害者の雇用をふやすこと。
255. 県立高等技術専門校の授業料有料化を元に戻すこと。また、障害者の職業訓練をさらに整備・充実すること。
256. 職業訓練中の生活援助や住宅資金等の貸付制度を整備するよう国に働きかけ、県独自でも実施すること。
257. 県内企業に対して、高齢者雇用安定法を徹底し、希望者が65歳まで雇用継続されるように働きかけること。
258. 希望すれば少なくとも65歳まで働ける企業が県内では44%と全国44位となっている。県内企業に対して希望者の定年延長等を指導すること。
259. 高齢者の働く場の確保と生きがいづくりを進めている各地のシルバーセンターに対する助成の充実と支援を強化すること。
260. 外国人労働者や研修生などの就労実態を把握し、企業に対して労働基準法などの遵守を徹底すること。また外国人研修生を受け入れる事業者に対する審査を厳格にすること。
261. 昨年6月に「中小企業憲章」が閣議決定された。これを受けて県の経済政策の柱に中小企業対策を位置付けるため、「中小企業振興基本条例」を制定すること。
262. 原材料価格の高騰、運輸関係の燃料費の増大など、中小企業が重大な打撃を受けている。原材料の確保、高騰分の適正な転嫁、便乗値上げの抑制のための監視などを進めるとともに、中小零細企業への原材料高騰分の補填などを国に求めること。
263. 中小業者の家族従業者の働き分が所得税法56条の規定により必要経費として認められていないのは中小業者の利益を侵害するものである。県として56条を廃止するよう国に求めること。
264. 大型店の身勝手な進出や撤退、増床、休日なし・夜遅くまでの営業などを規制して、地元商店と消費者を守るため、県独自の「まちづくり条例」制定を求める。進出・撤退・営業条件の変更のいずれについても商業環境、生活環境、まちづくりに関する地域アセスメント、情報提供を義務づけ、関係自治体と協議すること。商圈が複数自治体にまたがる巨大店については関係自治体の広域調整審議会などを設置して規制できるよう、県として対策をすすめること。
265. 「まちづくり3法」の趣旨を逸脱するような出店計画や、農業振興地域からの除外や農地の転用を伴う大型店立地などの郊外開発に対しては、「農振・農転制度の適正かつ厳格な運用を図り、優良農地の確保に努める」方針を市町にも徹底して臨むこと。
266. 大型店の影響を著しく受ける場合、全国では小売商業調整特別措置法を活用した取り組みが行なわれている地域があり、県としても同法活用を研究すること。
267. 大規模小売店立地審議会に学識経験者偏重でなく、消費者、中小小売業者、商店街の代表なども加え、住環境、周辺商店への影響、教育・非行問題への影響、街づくりとの調和などを十分に審査すること。
268. 今治新都市に計画されるショッピングセンターは、地元商店街などへの影響が大きく、反対の声も強いことから、市民の意見をよく聞き、一方的な強行をしないこと。
269. コンビニは地域になくてはならない存在となっている一方、本部と加盟店との不公正な取り引きが横行し、加盟店泣かせの事例も後を絶たない。コンビニ産業の健全化のため、24時間営業の是非も含めて、経営実態、地域環境や青少年に及ぼす影響などを県とし

て把握すること。

270. 伝統的な地域の商店街が苦境にあることは、地域文化をまもり高齢化社会に対応する点からも重大である。空き店舗率の高い商店街については、県でも調査を急ぎ魅力的な商店街作りのためソフト面での支援策も拡充すること。
271. 商店街のインフラ整備費用・維持費、商店街組織の事務所家賃や人件費、空き店舗の借り上げ費用などの助成を増やすこと。商店主と消費者が接点をつくる継続的なイベントを奨励し、支援と助成を強めること。
272. 「経営安定資金」の小口融資については、融資条件を緩和すること。
273. 地域金融機関に対する金融庁の「金融検査マニュアル」の一律適用をやめさせ、地域金融に適した基準で行なうことを国に求め、県内金融機関の「融資打ち切り」や「貸し渋り」、強引な「回収」などの実態を把握し、指導を強めること。
274. 県小口（無担保・無保証人）融資制度を拡充し、融資窓口を全市町・地方局に設置し、県内中小業者がどこでも利用できるようにすること。
275. 県独自の新規開業支援融資制度を創設し、また既存のパワーアップ支援貸付の自己資金要件を緩和すること。
276. 中小企業の後継者や新規開業の意欲をもつ人への無担保・無保証人の独立開業融資制度を創設すること。
277. 事業が成功したときから返済が始まる「出世払い融資」制度を国との協調で創設すること、銀行の倒産の被害を中小業者に押しつけない仕組み、ペイオフ対策などの救済の特別措置を講じること。
278. 制度融資は、市町の窓口でも利用できるようにし、業種・職種、年齢、性、組織などによる差別を一切しないこと、税金の完納を融資申し込みの要件としないことなどを原則にすること。
279. 中小企業の後継者・担い手を育成するための支援策を強化し、技術・技能継承や新技術開発のための相談窓口を広げること。
280. 商工ローン・サラ金などの被害防止、悪質なヤミ金融業者の規制、被害者の相談窓口の充実とPR、被害者救済を行なうこと。
281. 県登録の金融業者の違法行為については、とくに厳しい態度でのぞみ、登録の取り消しなどを機動的に行ない、被害の拡大を食い止めること。
282. 大企業による中小下請け業者への単価切り下げや一方的な取引停止、不払いに対する県の指導を強め、下請代金支払等遅延防止法、下請中小企業振興法、公共工事の入札及び契約の適正化法を徹底し、違反を厳しく取り締まること。
283. 県発注の官公需の分離・分割発注につとめ、地元中小業者にたいする発注額、発注量を大幅に高めること。
284. 「小規模物品発注契約登録制度」を設け、中小・零細業者の仕事おこしをすすめること。
285. 少額の物品発注の場合は競争入札参加資格がなくても、発注・納入できることを広く県内中小・零細業者に周知すること。
286. 外国産品の輸入増大で深刻な事態にあるタオルなどの地場産業を守るため、過度の輸入を制限するセーフガードを発動するよう国に求めること。また、輸入規制のための新たな貿易ルールづくり・貿易枠組みの変更を国に働きかけること。

- 287. 県繊維産業技術センターの改築については内容を充実し、タオル繊維業者への技術指導や先進技術の入手、販路開拓などで力を発揮するようにすること。
- 288. 県産業技術研究所の体制を充実させ、新居浜市の東予産業創造センターとの連携を強め中小企業への新技術の習得や技術開発への支援を行なうこと。
- 289. 中小企業の経営支援のために、地域産業の育成、地域の生産物の品質改良や設備投資などへの援助、販路の拡大、新たな雇用への補助金、従業員研修への助成などを含む県の「中小企業振興条例」をつくること。
- 290. 県の商工政策を確立するための審議会を、中小企業の代表を公平・公正に選出して構成すること。

農 林 水 産 部

- 291. TPPの本県に与える影響は農産物460億円、水産物80億円にものぼる。このことを県民に知らせ、食糧と農業を守る県民運動をすすめるため、県としてTPPに反対する最大限の取り組みを行うこと。
- 292. 戸別所得補償制度の対象となる農産物を拡大し、再生産可能な農業収入を保障する価格補償・所得補償制度になるよう国に求めること。
- 293. 食料自給率が依然として低迷していることを深刻に受けとめ、国に自給率向上の実効ある施策実施を求めるとともに、数値目標を持った自給率向上の県計画をたてて取り組むこと。また、地産地消の数値目標を決めて、本格的にすすめること。
- 294. 「地産地消」「えひめブランド」を飛躍的に推し進めるため、新しい部局を新設し、総合的な思い切った取り組みで愛媛産品の需要拡大と安心・安全な消費者生活をバックアップすること。
- 295. 世界的な優良みかん地帯である本県にふさわしく、柑橘の価格保障を実施すること。また、加工原料用みかんの価格補償制度を国に求めるとともに、県独自の助成を実施すること。
- 296. 「温州みかん」生産量日本一の回復を県農政の目標に位置づけ、みかん、伊予柑、新品種みかんなど柑橘類の県内外での消費拡大に努めること。
- 297. みかんの消費拡大を重視する上でも、農水省が後援している「毎日くだもの200グラム運動」を食育教育に位置づけ健康維持・くだもの消費拡大を推進し、県独自でも取り組みをすすめること。
- 298. 生産者個人で利用できる小型のみかん加工施設を建設すること。
- 299. コメの再生産を保証する価格政策を確立し、少なくとも60kg1万7000円以上の生産者米価を保証するよう国に働きかけること。
- 300. 新たな「米改革」の名による米つぶし政策をやめ、米の生産・供給に国が責任を負う政策が必要である。主食コメを全面的に市場まかせにして国の責任を放棄する政府の政策を許さず、食料自給率向上と家族経営維持・発展で愛媛農業を再生すること。
- 301. 米の消費を増やすため、輸入小麦に替えて米を使ったパンや麺類の開発・普及につとめ

ること。

302. 低コスト・多収量の飼料米の開発と普及に努め、価格安定対策を講じること。
303. ミニマムアクセス米の輸入はWTOで義務付けられたものではなく、「輸入したい人にはその機会を提供せよ」というものにすぎないことを県としても明確にし、輸入中止を進め、安全な国産米の生産と用途を拡大するよう国に強く求めること。
304. 有機農法の推進のために、すでに県内で先進的に取り組んでいる人々と団体などの声をよく聞き、県としての推進計画を充実すること。
305. 中山間地域への直接支払い制度のいっそうの改善を求め、交付額の増額、適用基準の緩和、手続きの簡素化を図ること。農家の経営改善に実際に役立つよう県独自でも上乗せを実現すること。
306. 外国産農産物へのセーフガードなど効果的な輸入規制を国に働きかけること。
307. 鳥インフルエンザ対策に万全を期し、生産農家と消費者を守ること。
308. 全国的な人気を博している今治市のラントゥレーベン大三島のような滞在型農園施設を他の市町にも広げるよう、県が支援すること。
309. 市町が取り組んでいる「新規就農者への支援」「農産物の価格保障」などへの財政支援を強めること。
310. FAZの事業推進などにより食品輸入がますます増加するなかで、安全チェックを強化するための体制や、施策を強めること。
311. すべての食品について賞味期限だけでなく製造年月日の明記を義務づけること。
312. すべての食品について食品添加物や遺伝子組み替え食品使用の全面表示を義務づけること。
313. 地産地消を進めるため、学校、病院、福祉施設の給食に県産品使用を要請し、地元産米や県内産野菜・果実・みかんジュースなどの活用を増やすよう支援を強めること。
314. 県独自の子牛価格補償制度をつくり、畜産物価格政策の拡充と直接的な農業所得保障制度を確立すること。
315. 県内のため池の安全を点検し、必要な補強策を講じること。
316. 南予用水をはじめ土地改良などの負担金、償還金の軽減を行なうこと。
317. シカ、イノシシの捕獲計画を進めるため、専門の捕獲・狩猟集団を結成し機動的に運用すること。高知県ではすでに3チーム18人で発足している。
318. イノシシ（イノブタ）、サル、シカ、ハクビシンなど有害鳥獣による農産物被害に対して、他県にもまたがる広域的な対策を強力にすすめること。
319. 急増するカラス対策について、専門家の意見も集めて緊急に対策をとること。
320. 木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など、山村地域での新たな事業を促進すること。
321. 緊急間伐実施事業の条件緩和を国に求めるとともに、対象外については県独自で支援すること。間伐材の利活用の研究と促進に支援策を講じること。
322. 放置林対策を促進するため、境界や所有者不明の林地について県が手続きを講じても確定できない場合、森林組合の立会いのもとに合意なしでも整備をすすめることができるように手続きを明確にすること。
323. 各地で問題になっている竹林の管理対策を講じること。

- 324. 学校・駅舎など県産材を使った木造公共施設や公営住宅、木橋などを積極的に増やし、木材PRと木材需要拡大にいつそう取り組むこと。森林の国・四国愛媛として、個人住宅の木造化誘導に取り組むこと。
- 325. 一般林道の充実をはかり、作業道の維持管理に補助を行なうこと。
- 326. 森林総合研究所による大規模林道は環境に重大な影響を与えることから、環境アセスメントを実施し、関係者・住民の意見をよく聞いて見直すよう求めること。また、クマタカなど希少猛禽類の調査結果を公表させること。
- 327. 養殖漁業の赤潮被害などの予防策をすすめるとともに、漁業共済制度の負担軽減などを行なって加入を促進すること。魚価安定のための価格保証制度を実現すること。
- 328. ホルマリン使用禁止条例にもとづく監視を強め、環境に影響を与えない消毒薬の普及、「ホルマリン不使用宣言」を行なうこと。
- 329. 廃食油から軽油を取り出す施設を県内でもっと広め、リサイクル推進など環境をよくするために役立てること。
- 330. アサリなど県産貝類の激減の原因を明らかにするための予算と人員を増強し、早急な対策をとること。
- 331. 稚貝購入への補助、制度融資の返済猶予など漁業者と漁協への救済策を講じること。
- 332. ブラックバスなど外国種による在来魚の駆逐が広がっていることを重視し、対策をすすめること。外国種の放流については厳しく取り締まること。
- 333. 大きな役割が期待される農林水産研究所の分野別の試験場・センターを人員・予算とも拡充すること。
- 334. 外国資本による山林・荒廃農地などの買い占めが起こらないよう規制条例を作ること。また、農地買い占めが容易になるような農地法の改定には強く反対すること。

土 木 部

- 335. 地震をはじめとする災害防止対策を土木行政の最優先課題とし、国に防災の予算増額を強く働きかけるとともに、県独自でも土木予算を精査しムダを省いて必要な防災対策を急速に進めること。
- 336. 1万5千を超える県内の土砂災害危険箇所の点検・改修を急ぎ砂防、河川・海岸保全、ため池補強などの予算を飛躍的に増やすこと。
- 337. 土砂災害危険箇所にある病院、学校、保育所、老人ホームなどのいわゆる「災害弱者施設」の安全対策を急ぎ、民間施設の移設が必要な場合には必要な補助を行なうこと。また、南海大地震や直下型地震などに備えてこれらの施設の耐震補強工事を急速に進め、避難場所となる公民館や学校などの耐震診断やその補強工事をすすめるなど安全対策を早急にすすめること。
- 338. 県営住宅の耐震性向上のために必要な手立てをとること。また、順次エレベーターを設置すること。
- 339. 民間住宅の耐震性確保のため耐震診断に対する補助を県としても拡充すること。

340. 民間木造住宅への耐震改修補助制度を拡充すること。
341. 土砂災害のハザードマップの普及を行なうとともに、避難経路や連絡網など実際に役立つ情報を提供し、避難訓練を実施すること。
342. 河川パトロールを強化し、危険箇所の応急処置を急ぐこと。川の雑草、流木などのかたづけ、堤道の見通しを悪くしている草木の刈り取りなどを行なうこと。通学路に当たっている場合などは特に急ぎ、即応できない場合も住民に見通しなどを説明すること。
343. 50年以上経過し老朽化した橋梁などのインフラ整備を計画的に進めること。
344. ゼネコン向け大型公共事業のムダ使いを根本から改め、不要不急の事業の洗い出しをすすめること。公共事業の内容を生活道路、公園などの整備、県営住宅、福祉施設や防災対策など生活密着型、地域経済振興型の事業に切り替え、地元業者への優先発注などで地域の雇用と中小企業の仕事確保に役立つようにすること。
345. 「小規模工事等契約希望者登録制度」を県で創設し、市町にも制定を呼びかけること。
346. 地域活性化のためにも県発注の公共事業の分離・分割発注に努め地元中小業者の仕事を増やすこと。
347. 公共事業での転落事故、機械などによる事故の発生を根絶するため、職場の安全管理をきびしく指導すること。
348. 公共事業で働く下請け労働者に、予算で積算されている協定賃金が正しく支払われるよう実態調査を行ない、企業への指導を行なうこと。県工事の契約時には、労務費明細を提出させる。また、退職金手帳を全員に交付し、建設業退職金共済制度の証紙が必ず渡るようにすること。
349. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律成立に際しての国会付帯決議「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適正に行なわれること」の具体化として、国に公契約法の制定を求めるとともに、県でも「公契約における公正な賃金等の確保に関する条例」（公契約条例）を制定すること。
350. じん肺を多発させているトンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業をはじめとするすべての職場における粉じん防止対策を徹底すること。2007年に調印された「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づいて、県発注のトンネル工事現場での粉じん測定を確実に実施させ、さらに労働時間・粉じん作業時間を短縮すること。じん肺法と関連法令を改正し、じん肺根絶を図ること。裁判によらずに早期にじん肺患者を救済することのできる補償基金を創設するよう国に働きかけること。
351. アスベストによる中皮腫などの被害に対しては、必要な検診や治療、補償が行なわれるよう県としても対応すること。また建設アスベスト被害者補償基金の創設を急がせること。「石綿による健康被害の救済に関する法律」を補償法に改めさせ、労災給付を行うなど救済内容を充実させること。
352. 今後、アスベストを使用してきた建築物の解体が行なわれるさいに、労働者や付近住民が被害を受けないよう、届け出や立ち入りなど必要な対策を講じること。
353. アスベストの新たな被害から住民を守るために、石綿製品の製造、保管、使用などについて監視を継続すること。また、県内のすべての建築物についてのアスベスト使用状況の把握に努め、一定規模以上の建築物について公表すること。
354. 県の福祉施設などのアスベスト除去工事を急ぐこと。民間公共施設のアスベスト対策に

についても万全を期すよう指導を強めること。

355. アスベストの飛散防止や建築物解体の際に利用できる無利子貸付制度をつくること。
356. 低家賃で入居できる県営住宅の大量増設をすすめ、建て替えだけでなく実際に戸数が大幅に増えるようにして、住宅に困っている県民の要望にこたえ、入居競争率を緩和させること。
357. 県営住宅の駐車場料金の徴収に当たっては、住民でつくる管理組合などとよく話し合い、金額や徴収方法、駐車場の管理などを粘り強く合意を得ること。
358. 県営住宅の収入区分見直し等に伴う家賃値上げを中止し元にもどすこと。
359. ケア付き住宅など高齢者住宅の建設を促進し、家賃補助を行なうこと。
360. 住宅・学校など公営施設のシックハウス対策を早急にすすめること。
361. 高齢者・障害者・低所得者・青年向けの民間アパート借り上げ、家賃補助制度を創設すること。
362. マンション適正化法の制定にともない、分譲マンションを県の住宅対策に位置づけ、早急に実態調査を行なうこと。管理組合の育成をはかり、住民が気軽に相談できる共同住宅相談窓口を設置すること。マンションの大規模修理に対する県独自の融資制度を創設すること。開発時の業者指導を強化し、購入者が不利益をこうむらないようにすること。
363. 駅や公共施設のバリアフリー化をすすめ、歩道幅の確保と段差解消などバリアフリーの街づくりをすすめること。
364. 自転車の車道左側通行の指導強化にともない、県内主要道路に安全な自転車道を整備し、通学路にあたっているところでは副道化、歩行者・自転車専用の別トンネル化などをすすめること。
365. 生活道路としての県道の整備を急ぎ、歩道の充実など交通弱者対策に力を入れること。
366. ガードレール、カーブミラー、街灯の設置を大幅にすすめるなど交通安全対策を強めること。
367. 水利用政策を工業用水優先から生活用水優先に切り替えること。松山地域では、余っている工業用水を上水道に転用できるようにし、処理再生水の利用をすすめること。また、改正された河川法に基づき、渇水時に面河ダムから融通を受けられるよう関係機関に働きかけること。
368. 「地域の水は地域で確保すること」を基本に、県水資源需給計画を策定すること。
369. 山鳥坂ダムは不要の公共事業であり、洪水調節機能も乏しいものである。鹿野川ダムの洪水吐は自然環境への悪影響が予想され地元住民の間でも反対意見が根強いこと、堤防整備によってまったく不要であることなどから、今からでも建設を中止するよう求めること。
370. 肱川の治水はダム建設ではなく、堤防や河道の整備で行なうようにすべきである。県として、独自に基本高水流量の計算を行なうなど自主的な肱川対策をもち、国の肱川水系河川整備計画にきっぱり反対すること。
371. 県内の大型港湾計画を見直し、不必要な巨大港湾の計画を中止すること。松山F A Zでは工事費の膨らんでいる13m岸壁建設をやめること。
372. テロ対策として市民の自由な立ち入りが禁止されている県内6港について、テロの恐れがないことを検証し、指定を解除し、市民が自由に立ち入れるよう国に働きかけること。

これらの港は従来から市民の散策や釣など海の自然に接する絶好の場所として親しまれてきた。

- 373. 県港湾の整備について市町負担金の負担率を大幅に引き下げること。
- 374. 談合などによる入札参加資格の取り消しを迅速に行ない、取り消し期間を2年間とするなど厳正に対処すること。
- 375. 県の事業発注の公正をはかり、談合・丸投げなどの事実が明るみに出た場合に工事途中での契約解除と違約金の支払いなどをあらかじめ約束させるよう、契約内容に特約事項を設けること。
- 376. 不公正取引と不正受注防止のため、公共工事の下請け実態を把握し、公共工事の施行体制台帳、建設業法施行規則などに基づいて厳格に行なうこと。
- 377. 県工事の入札に国会議員・県議会議員の三親等以内の親族が関係する企業を参加させないこと。

教 育 委 員 会

- 378. 小・中・高の30人学級を全学年で実施し、教職員の増員をはかること。専科の加配教員のやりくりで少人数学級を実施するのではなく、理科専科、音楽専科などの教員数は確保して、全体の教員数増加を行うこと。学校規模による条件制限をなくすこと。また、複式学級の解消をめざすこと。
- 379. 学校給食には、輸入農産物、遺伝子組み換え食品などを使用しないよう、地産地消の食品を使うようにすること。また、食材の放射線量を確実に測定し、子どもが放射能汚染されることのないようにすること。
- 380. 自転車の安全通行のため、学校ごとクラスごとの安全教育を徹底し、車道左側通行の厳守、無灯火、2列走行、携帯電話使用走行を厳禁する指導を強化すること。
- 381. 教員に数値目標による成果を求める「学力テスト」(学力定着向上調査)を実施しないこと。「全国一斉学力テスト」を受け入れないこと。
- 382. 県立学校での教育後援会費の徴収や、PTA会費から学校教育経費の流用をやめさせ、消耗品費、備品費、修繕費、部活動への援助予算を支給し、保護者の校納金と教職員の個人負担をなくすこと。
- 383. 全国最下位の県立高校・障害児学校の耐震化計画を前倒して早急に完結すること。
- 384. 県立学校再編整備計画は地元の声をよく聞き、地元で通うことのできる高校の確保、地域社会の維持を優先させること。三間高校などの廃校を回避し存続させること。
- 385. 子どもと教員を不毛な形で競い合わせ、地域の教育力を弱め、入学者ゼロの学校をつくりだす学区自由化の強制に反対すること。
- 386. 県立学校へのエアコン導入を進めること。また小中学校へのエアコン導入に対して十分な補助を行うこと。熱中症対策としてミストシャワーを設置すること。
- 387. 教育委員会への文書提出事務が多いこと、教育委員会や学校長の勤務評定による賃金差別が行なわれていることなどが、教職員と生徒とのふれあう時間を奪っている。管理主

義的な教育行政を改め、明るい学校づくりを進めること。

388. 国基準を下回る県立高校・障害児学校の教職員数を改善し、大幅に増やすこと。臨時教職員の多用を改め、少なくとも標準値を下回らない正規の教職員を配置すること。
389. 教育現場で重要な役割を担う技能労務職員の削減、民間委託の計画を撤回し、学校の安全・安心のため県立学校の正規の技能労務職員数を維持・拡充すること。
390. 性的マイノリティーズについての正しい教育をすすめる、当事者の心理的負担を取り除くとともに、人権尊重の気風をつちかうこと。
391. 教職員向けに性的マイノリティーズの人権研修を進めること。
392. 人権教育の名によって特定団体が発行しているテキストが使用されているが、このテキストの買い取りと使用を中止すること。
393. 県発行の文書・資料に残っている「人権・同和」の名称を「人権」一本に改めること。人権教育の中で同和教育の特別扱いをやめること。
394. 農業高校、水産高校などで、農水産物などの売り上げを実習費用に充当する実習会計制度を廃止すること。実習船「えひめ丸」の乗組員の「漁労手当」を生徒・教員の安全確保に見合うものとして、教育的に位置づけて増額すること。
395. 一人ひとりの子どもを人間として大切に育てるため、憲法と子どもの権利条約に基づき、平和と民主主義の教育をすすめること。子どもの権利条約を学校に掲示・配布し、家庭にも配布するなど周知・普及すること。「県子どもの権利条例」を制定すること。
396. すべての地域で障害児を含む児童・生徒が安心して過ごせる児童館・学童保育の増設・充実をすすめる、また、全児童を対象とする「放課後子ども教室」などを拡充すること。
397. すべての学校にプールを設置すること。
398. 小規模校を含め各学校の図書館（室）に専任の司書教諭を配置すること。
399. 子どもの保健室登校の実態に対応し、養護教員の配置基準を改善し、複数配置をすすめること。
400. 学校指定病に新たに喘息などのアレルギー疾患を加えるよう国に求めること。
401. 学校に公衆電話を設置し災害に備えること。
402. 地震などの災害対策を全面的に見直し、必要な避難訓練を実施するなど万全を期すこと。
403. 教科書採択は、教育現場の意思を尊重して行なうこと。県教委での採択にあたっては事務局案の提示をやめ、各教育委員が教科書を比較検討した結果が県民にわかるように採択すること。
404. 通常学級に在籍する、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの子どもへの支援を強め、必要な教員の配置、巡回相談、教室の設置などの整備を進めること。また、特別支援学級を積極的に設置し、特別支援教育のための支援員を増員すること。
405. 特別支援教育実施に見合うよう、障害児学校の教職員数を大幅に増やすこと。
406. 軽度発達障害を含めどの子にもていねいな教育ができるよう、少人数学級などをすすめること。
407. 松山市北部に知的障害児養護学校を整備すること。
408. 宇和島に養護学校（小中高）を設置すること。
409. 今治養護学校寄宿舎の改築を進めること。

410. 今治特別支援学校とみなら特別支援学校のマンモス化対策を実施すること。
411. 特別支援学校のスクールバスを増車し、希望者全員が利用できるようにすること。通学時間の短縮にもなる。
412. 就学先の決定は本人や保護者の希望を最大限尊重すること。そのために就学指導の改善をすすめること。
413. 教職員をふやして地域支援が行える体制をととのえること。医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。
414. 普通学級に通う障害児が保護者の付き添いなしでも学べるよう、松山市や砥部町などが実施している学校生活支援員の制度を県も導入すること。
415. 公立学校のバリアフリー化をすすめ、エレベーターを設置すること。
416. 労働安全衛生法や文科省施設整備方針に基づいて、学校に男女別の休憩室・更衣室・トイレの設置など改善をすすめること。
417. 学校給食の無料化を国に強力に求め、本県独自でも無料化を進めること。
418. 学校給食の民間委託をやめ自校方式への改善をすすめること。給食調理員の必要数確保、地元産食材を用いることなど積極的な指導と援助を行なうこと。
419. 輸入小麦を使用した学校給食パンを県産・国産麦使用のパンに切り替えること。
420. 学校給食でのみかん使用を増やすこと。
421. 栄養職員を給食完全実施校に全校配置すること。
422. 学校へのIT導入は、現場の希望にこたえて専用ソフトや周辺機器の配備を行ない、有効に利用すること。また、教員など関係者の研修を保障すること。
423. 営利を目的としない自主的な芸術鑑賞活動に県費補助を行なうこと。
424. 愚陀仏庵の再建は住民の意向を尊重し、民間主導で歴史的に由緒ある場所になるようにすること。
425. 東温市のアクロス重信の存続のため、県が財政支援を行うこと。
426. 県民の希望するスポーツ施設を地域ごとに計画的に設置すること。新居浜市に県立の多目的総合体育館を建設すること。
427. 国民体育大会に向けて、勝敗優先の偏った体育行政や子供たちの普通教育をゆがめるような予算の配分・教職員の配置が行なわれないように注意すること。
428. 教職員の生活設計を狂わせる賃金引下げをやめ、職務にふさわしい賃金水準を保障し、各種手当を復活すること。
429. 県教委が行なった教職員の退庁時刻調査（義務教育課）、退勤時刻記録（高校教育課）に基づいて、超過勤務はただちに是正すること。
430. 退庁時刻調査教職員に対する勤務実績の評価・判定基準を公開し、客観的な昇給基準を作成すること。
431. 校長を補佐しながら授業も行なうという「主幹教諭」など教育現場の管理主義強化につながる新たな管理職の配置を中止すること。
432. 「不適格教員」などの名で教員のランク付けをするのは教育的でないのでやめ、指導力不足や病気の教員については親身な相談に応じて解決し、また、教科指導においては、お互いに学びあうことを基本にすること。病気休暇の取得や、職場復帰プログラムにもとづく勤務軽減措置に対応した教職員数を確保すること。

- 433. 「教員免許更新制」の廃止を国に求めること。また、制度の廃止までは講習受講を出張扱いとし、全額公費負担とすること。
- 434. 教師のセクハラ、飲酒事故など反社会的な事件を未然に防止し、不幸にも事件が起こった時は、厳正に処分を行なうこと。
- 435. 学校現場でのパワー・ハラスメント防止のための指針を作ること。
- 436. 県教育委員会が県民に開かれ、多様な意見を反映できるよう教育委員を公選制に切り替え、政治的中立性を確保すること。
- 437. 教育委員会の会議を全面的に公開し、傍聴席を大幅に増やすこと。また傍聴者に必要な資料を配布し会議の議論が分かるようにすること。
- 438. 内面の自由、思想信条の自由を侵害する「日の丸・君が代」の押しつけをやめること。

公 営 企 業 管 理 局

- 439. 県立病院は、生活習慣病のまん延や感染症の恐れ、大規模災害や事故などへの対応など高度医療機関としていっそう重要な役割を担うようになっている。県民の健康を守るセンターとして、県の医療水準のモデルとなるよう充実をはかり、必要なスタッフの適正配置、休止中の科目の復活などを急ぐこと。
- 440. 県立病院の存廃を効率性や経済性だけで判断するのではなく、「健康えひめ」の実現の拠点としての県立病院の役割を明確にし、地域の意見をよく聞き、県民の生命と安全を確保する立場から存続・充実を基本にするよう求める。
- 441. 県立中央病院のPFI方式は、他県でも経営の行き詰まりが起こっているなど問題の多いことが明らかになっているので中止すること。
- 442. 県立三島病院が廃止されたが、伊予三島地区で中核となる病院を県の責任において建設すること。
- 443. 西条周桑病院では指定管理者制度の導入によって、職員の分限免職処分や不当な賃金の引き下げが行われている。指定管理者制度の導入をやめ労働者の権利が侵害されないよう西条市に働きかけること。
- 444. 病院職員の賃金・労働条件の一方向的な不利益変更を行わないよう各機関へ働きかけること。
- 445. 不足している小児医療の整備確立のために、県立のこども病院を設立し、県内小児医療ネットワークのセンターとなるにふさわしいスタッフと設備を備えた専門病院として整備すること。
- 446. すべての県立病院に患者の相談にのれるだけのケースワーカーを配置すること。
- 447. 看護師確保法・基本指針に示された「夜勤は複数・月8日以内」「完全週休二日制」を県立病院など自治体病院でただちに率先実施し、県内すべての医療機関に広げること。そのために、看護職員の大幅増員を行なうこと。
- 448. 医療事故をなくするための対策を強力にすすめるとともに、もし医療事故が起きた時は、被害者の立場にたち、情報公開しながら、適切で的確な対応をすること。

- 449. 検査部門や病院給食の委託については、医療水準の低下や衛生上の問題も懸念され、安易に行なわないこと。また、一部委託についても、そこで働く医療労働者や労働組合、地域住民と十分な協議、合意を前提とすることなどを各医療機関、自治体に強く働きかけること。
- 450. 県立病院で使用している医薬品について、薬効が同じで安価な後発品（ジェネリック医薬品）への切り替えをいっそう促進すること。
- 451. がん細胞のみを死滅させる放射線治療で、効果のあるリニアック療法を東予地域の県立病院に導入すること。
- 452. 一般市民の水道料金に比べてはるかに低く抑えられている工業用水の単価見直しを行うこと。

県 警 本 部

- 453. 死亡事故など重大な交通事故を根絶するため、道路行政や公共交通の充実など総合的な交通安全対策を確立して取り組むこと。
- 454. 市街地の自動車の通行速度を大幅に制限すること。町なかの道路は歩行者・自転車・バイク・自動車・バス・電車などが混在して通行しており、一番の弱者である歩行者のスピードに合わせて運営するよう交通原則を確立すること。
- 455. 事故多発地や危険箇所の改善をすすめるとともに、蛇行道路や波打ち道路などの速度抑制の道路を設けること。県民はもちろん、県外からの来県者に対しても、「えひめの道はゆったり走る」ことをアピールすること。ドライバーに対しては、教習所の段階から徹底すること。
- 456. 自転車の歩道乗り入れによって歩行者が危険な目にあわないよう、原則として自転車は車道を左側通行するようにし、自転車に対しては自動車が減速するなど配慮して通行するように、道路の秩序を歩行者優先、次に自転車を優先、最後に自動車とする指導を強めること。
- 457. 自転車の通行指導については、強権的画一的なものでなく、取り締まり内容の徹底を前提に、指導・警告を主体とすること。
- 458. 多くの警察官が取り締まり優先でなく、安全な交通秩序維持のために働けるよう、交通整理の技術などを向上させ、実際にも現場でひんぱんに交通整理に当たることが重要である。そのための、研修や実地訓練を行なうこと。
- 459. 道路上での交通指導は事故を未然に防止することを重点とし、制限速度を超えるスピードで走らせておいて摘発するような取り締まりを見直すこと。
- 460. 警察署・交番は地域の安全に重要な役割をもっており、必要な箇所に確保する必要がある。防犯パトロールの強化や独居世帯への見守り訪問、事故多発とその恐れのある地域での警官による交通整理を実施すること。
- 461. 県内必要箇所への信号機の設置などの確な交通安全対策を早急にすすめること。信号機の更新にあたっては、経費上の理由から必要な信号機が撤去されないようにすること。

462. 渋滞の原因となっている国道沿線の大型店駐車場からの自動車の出入りを規制し、進入路の変更、右折禁止、不適切な位置への駐車場設置の禁止などを行なうこと。
463. 放置自転車対策は防犯登録番号から所有者に連絡することも含め、市町と連携して警察としても可能な対応をとり、交通安全をすすめること。
464. 違法なヤミ金融業者や、登録業者であっても違法な行為を行なう業者に対しては厳しくのぞみ、被害にあった県民に対しては、親身に相談にのり、解決に当たるよう努め、また、そのための研修・教育を行なうこと。
465. 「振り込め詐欺」の手口が多様化し、巧妙になっているもとで、高齢者などが被害にあわないよう広報活動を強化すること。
466. 自主的に運転免許証を返納した高齢者に対して、バスやタクシー利用料金を補助する運転免許自主返納支援事業を作ること。
467. 警察公用車による事故、警察官の交通事故根絶のために特段の努力をすること。
468. 警察官の不祥事根絶を期し、研修・教育を重視し、県民に信頼される警察官になるよう指導すること。
469. 暴力団は社会的に存在が許されない団体であるにもかかわらず、暴力団事務所が公然と存在していることは大きな問題であり、暴力団の解散と事務所の撤去に向けて取り締まりを強化すること。
470. 県民からの告訴告発は迅速に受理して捜査に着手すること。
471. 共産党や住民運動を監視する公安関係の警察官をなくし、交通・生活関係の部署に移動し、住民に役立つ日々の活動をすすめること。
472. 県職員録に準じて、警察職員録を発行し、どこにどのような警察官が勤務しているかが県民に周知できるようにすること。
473. 県民に開かれた県警となるためには、マスコミなどの県警本部内への立ち入りなど、もっとオープンにすること。
474. 松山市で白バイが少年のバイクに衝突しながら、罪を少年になすりつけている事件で、少年側の訴訟提起に対して、県警が反訴を提起していることは許しがたい。このような言語道断の行為をやめ、少年に謝罪すること。
475. 県警丸がかえとなっている県公安委員会を県警本部から独立させるため、県庁内に独自の事務局を新設・移転し、職員も警察官を排除すること。
476. 現在非公開としている県公安委員会を傍聴できるようにし、資料、議事録などをただちに全面公開すること。議事録は要約ではなく、やり取りの全体を逐一記録すること。

以上